

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 災害応急対策の基本方針

地震災害対策編第3章第1節「災害応急対策の基本方針」に準ずる。

### 第2節 災害対策本部

#### 第1 災害対策本部の設置及び廃止

##### 1 災害対策本部の設置

札幌管区気象台から気象警報（大雨、洪水、大雪、暴風等）が発表され、市域内での災害が拡大したとき、若しくは拡大の恐れがある場合、又は次の各号の一に該当する状況が発生した場合、応急対策等を組織的に実施する組織として、災害対策本部を設置する。

- (1) 孤立集落が発生し、応急対策が必要と市長が認めたとき。
- (2) 多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要と市長が認めたとき。

##### 2 災害対策本部の廃止

地震災害対策編第3章第2節第1「2 災害対策本部の廃止」に準ずる。

##### 3 災害対策本部設置及び廃止の通知

地震災害対策編第3章第2節第1「3 災害対策本部設置及び廃止の通知」に準ずる。

##### 4 現地对策本部の設置及び廃止

地震災害対策編第3章第2節第1「4 現地对策本部の設置及び廃止」に準ずる。

##### 5 災害対策本部の組織

地震災害対策編第3章第2節第1「5 災害対策本部の組織」に準ずる。

##### 6 災害対策本部の設置及び指揮権限の委任

地震災害対策編第3章第2節第1「6 災害対策本部の設置及び指揮権限の委任」に準ずる。

##### 7 災害対策本部の運営

地震災害対策編第3章第2節第1「7 災害対策本部の運営」に準ずる。

#### 第2 職員の動員・配備

##### 1 非常配備の基準

災害が発生した場合あるいは発生のおそれがある場合には、非常配備の体制をとる。

##### (1) 市職員の非常配備

地震災害対策編第3章第2節第2「1 非常配備の基準」に準ずる。

##### (2) 消防機関の非常配備

種 別	配 備 内 容	配 備 時 期
	1 状況に応じ直ちに出勤できるよう非番の職員に対し自宅待機を指示する。	1 水防警報指定河川に水防警報（待機）が、発令されたとき。
	2 重要水防区域、その他水防上注意を要す	2 石狩川洪水注意報又は情報が発表され、待

待機	<p>る箇所の非常監視警戒を行うこと。</p> <p>3 予想される災害の状況程度によって一部の消防職・団員を招集し、隊の増強を行うこと。</p>	<p>機を必要と認めたとき。</p> <p>3 大雨警報、洪水警報が発表され又は河川等の状況により待機を必要と認めたとき。</p> <p>4 北海道知事から待機の指示を受けたとき。</p>
準備	<p>1 非番消防職員及び消防団員の一部を招集し、隊の編成を行うこと。</p> <p>2 水防本部に連絡員の派遣を行い、連絡情報の収集に努めること。</p> <p>3 出動車両の点検整備を行うこと。</p> <p>4 水防資器材及び各隊装備器材の整備、準備を行うこと。</p> <p>5 出動の場合の順路検討、これに伴う対策の確認を行うこと。</p> <p>6 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと。</p>	<p>1 石狩川洪水警報及び水防警報指定河川に水防警報（準備）が、発表されたとき。</p> <p>2 大雨警報、洪水警報が発表され、又は河川等の状況により水防活動の準備を必要と認めたとき。</p> <p>3 北海道知事から出動準備の指示を受けたとき。</p>
出動	<p>1 消防職・団員の全部を招集し、隊の編成を行い、現地に出動、水防活動及び避難救助活動を行うこと。</p>	<p>1 水防警報指定河川に水防警報（出動）が発表されたとき。</p> <p>2 石狩川洪水警報が発表され、又は雨量・水位・流量・その他の状況により警戒水位に達し、なお上昇の恐れがあるとき。</p> <p>3 大雨警報・洪水警報が発表され、又は雨量・水位・流量・その他の状況により堤防の溢水、決壊等の恐れがあるとき。</p> <p>4 北海道知事から出動の指示を受けたとき。</p>

2 災害対策本部配備要員

地震災害対策編第3章第2節第2「2 災害対策本部配備要員」に準ずる。